

平成 年 月 日

保護者様

県立五泉特別支援学校

校長 西村 武志

出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	※裏面参照	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	5 風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
	6 水痘	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで。
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって2日を経過するまで。
	8 結核	病状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	9 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染するおそれがないと認めるまで
第三種	10 流行性角結膜炎 11 その他の感染症 ・感染性胃腸炎 ・溶連菌感染症 など(※裏面参照)	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登校許可証明書

小学部・中学部・高等部 年 氏名 さん

診断名 〔 〕	
◎上記の疾病について感染症予防上支障が無いので、登校しても差し支えありません。	
初診日	平成 年 月 日

登校しても良いと認められる日	平成 年 月 日
平成 年 月 日	医療機関名

<参考> 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止期間の基準	感染症名
第1種	治癒するまで	<input type="checkbox"/> エボラ出血熱 <input type="checkbox"/> クリミア・コンゴ出血熱 <input type="checkbox"/> 痘そう <input type="checkbox"/> 南米出血熱 <input type="checkbox"/> ペスト <input type="checkbox"/> マールブルグ病 <input type="checkbox"/> ラッサ熱 <input type="checkbox"/> 急性灰白髄炎（ポリオ） <input type="checkbox"/> ジフテリア <input type="checkbox"/> 重症急性呼吸器症候群（SARS） <input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザ（H5N1） <input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ <input type="checkbox"/> 中東呼吸器症候群
第2種	※表面参照	<input type="checkbox"/> インフルエンザ（H5N1を除く） <input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> 麻疹（はしか） <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎（おたふく風邪） <input type="checkbox"/> 風疹（三日ばしか） <input type="checkbox"/> 水痘（水ぼうそう） <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱（プール熱） <input type="checkbox"/> 結核 <input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	病状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで	<input type="checkbox"/> コレラ <input type="checkbox"/> 細菌性赤痢 <input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症（O157） <input type="checkbox"/> 腸チフス <input type="checkbox"/> パラチフス <input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎（はやり目） <input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎（アポロ病） <input type="checkbox"/> その他の感染症 ・溶連菌感染症・手足口病・ウイルス性肝炎・ヘルパンギーナ ・流行性嘔吐下痢症（感染症染性胃腸炎） ・マイコプラズマ肺炎 <p style="text-align: right;">等</p>

※学校保健安全法施行規則第18条、第19条より